

# 令和6年度 村山市不妊治療（先進医療）費の助成



保険適用となる生殖補助医療とあわせて行われる先進医療に要した医療費の一部を助成します。

## 対象者（下記の要件を全て満たす方）

1. 法律上の婚姻関係にある夫婦、または事実上の婚姻関係にある夫婦で、ともに又は夫婦のいずれか一方が村山市民であること
2. 生殖補助医療を保険診療として受けた者であること
3. 助成対象となる治療について、他自治体から助成をうけていないこと

## 助成の対象となるもの

厚生労働大臣の定める基準により、先進医療として告示されている不妊治療で、保険診療となる生殖医療とあわせて実施されたもの

## 助成額

1回あたり上限10万円

※1回とは採卵術（実施するための準備を含む）から胚移植術（その結果の確認を含む）までの一連の診療過程を指します。また、医師の判断に基づき、治療を中止した場合であっても、先進医療を行っている場合は1回とみなします。

## 申請方法

以下の書類をそろえ、1回の治療ごとに申請が必要です。

- ① 不妊治療（先進医療）費助成事業申請書兼請求書（様式1号）
- ② 不妊治療（先進医療）費助成事業受診等証明書（様式2号）
- ③ 生殖補助医療に係る医療機関発行の領収書及び診療明細書（原本）
- ④ 申請者名義の通帳（写し）

※申請書、受診等証明書はホームページ、または保健課窓口にあります。  
詳細はお問い合わせください。

## 申請期限

治療が終了した月の翌々月の末日

## お支払いについて

申請書受理後、審査を行います。助成決定されると決定通知でお知らせするとともに1か月以内に指定口座に振り込みます。（審査の際、申請内容について医療機関等に問合せする場合があります。ご了承ください。）



【申請・問い合わせ先】 村山市保健課 健康指導係 TEL)0237-55-2111(内線136・137)

